様式第３号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

課徴金の減免に係る報告書

年　　月　　日

公正取引委員会　宛

氏名又は名称
住所又は所在地
法人番号
代表者の役職名及び氏名　　印

連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職及び氏名
電話番号
電子メールアドレス

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第７条の４第３項第１号及び第２号（これらの規定を同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する事実の報告を下記のとおり行います。

なお，正当な理由なく，下記の報告を行った事実を第三者に明らかにはいたしません。

記

１　報告する違反行為の概要

(1) 当該行為の態様	ア
	イ
(2) 共同して当該行為を行った他の事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地	
(3) 開始時期（終了時期）	年　月　日（～　年　月　日まで）

2　報告者（連名の場合は各報告者）において当該行為に関与した役職員の氏名等

報告者名	現在の役職名 及び 所属する部署	関与していた当時の役職名 及び所属していた部署 （当該役職にあった時期）	氏　名

3　共同して当該行為を行った他の事業者において当該行為に関与した役職員の氏名等

事業者名	現在の役職名 及び 所属する部署	関与していた当時の役職名 及び所属していた部署 （当該役職にあった時期）	氏　名

4　当該行為の対象となった商品又は役務

5　当該行為の実施状況及び共同して当該行為を行った他の事業者との接触の状況

6　その他参考となるべき事項

7　提出資料

次の資料を提出します。

番号	資料の名称	資料の内容の説明（概要）	備　考

記載上の注意事項（下記の各項目は，様式の各項目に対応する。）

１　報告する違反行為の概要

(1) 当該行為の態様

ア　当該行為の態様（価格カルテル，入札談合，市場分割協定等）を１(1)アの欄に記載すること。

イ　例えば

①　当該行為が価格引上げカルテルである場合は，合意の内容（価格の引上げ時期，引上げ幅等）

②　当該行為が入札談合である場合は，受注予定者の選定方法（ルールの内容）

等が分かるように，１(1)イの欄に具体的に記載すること。

なお，当該行為に事業者団体が関与している場合には，当該団体の関与の内容について，１(1)イの欄に具体的に記載すること。

(2) 共同して当該行為を行った他の事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地

当該行為に事業者団体が関与している場合には，当該団体の名称及び住所又は所在地等について１(2)の欄に具体的に記載すること。

(3) 開始時期（終了時期）

ア　当該行為に係る取決めをした時期を１(3)の欄に記載すること。当該行為を開始した時期が明確でない場合は，当該行為を行っていたことが確実な時期であって，最も古い時期を記載し，「遅くとも」と付記すること。

イ　報告者が当該行為を既にしていない場合は，終了時期を１(3)の欄の（　）内に記載すること。例えば，事業者として当該行為をしないことを決定した日があれば，これを記載すること。

ウ　本報告書を連名（各報告者の氏名等を列記し，それぞれ押印する方法をいう。以下同じ。）で作成した場合で，報告者ごとに開始時期又は終了時期が異なる場合には，報告者ごとに開始時期又は終了時期を記載すること。

２　報告者（連名の場合は各報告者）において当該行為に関与した役職員の氏名等

(1) 現在関与している者だけでなく，過去に関与したことのある者も記載すること。

(2) 連名により報告を行う場合は，全ての報告者についてそれぞれ記載すること。

３　共同して当該行為を行った他の事業者において当該行為に関与した役職員の氏名等

(1) 現在関与している者だけでなく，過去に関与したことのある者も，可能な範囲で記載すること。役職名及び氏名が分からない場合は，その旨を注記すること。

(2) 事業者団体の役職員が関与している場合は，その者についても記載すること。

４　当該行為の対象となった商品又は役務

(1) 当該行為の対象となった商品又は役務について，その範囲が分かるように具体的に記載すること。

例えば，ある商品について，流通業者を通じて販売する流通経路と需要者に直接販売す

る流通経路があり，後者の流通経路を通じて販売する商品のみを対象として価格引上げカルテルを行ったのであれば，そのことが分かるように記載すること。

また，当該行為が入札談合である場合は，対象となる発注物件について，発注者，発注部署，競争入札の方法（制限付一般競争入札，希望型指名競争入札，指名競争入札等），工事の種類等を具体的に記載すること。

(2) 当該行為の対象商品又は役務の範囲に含まれるが，特に取決めの対象外となっているもの（例えば，輸出向けのもの，特定の用途向けのもの，特定の事業者が相指名業者となった発注物件等）があれば，そのことが分かるように記載すること。

5　当該行為の実施状況及び共同して当該行為を行った他の事業者との接触の状況

当該行為に係る取決めの実施状況について，具体的に記載すること。

例えば，当該行為が価格引上げカルテルである場合は，価格引上げ交渉の状況についての情報交換をしていればその状況（日時，場所，内容等）等が分かるように記載するとともに，取引先に価格を引き上げる旨通知した時期，価格引上げ交渉の状況，価格引上げの浸透状況等を記載すること。

また，当該行為が入札談合である場合は，入札に参加した発注物件について，受注予定者が決定された経過，自己が受注予定者となったときの他の者への入札価格の連絡の状況，他の者が受注予定者となったときのその者からの入札価格の連絡の状況，受注予定者を決定しその者が受注した物件，受注予定者を決定したがその者が受注することができなかった物件，受注予定者を決定することができなかった物件の状況等が分かるように記載すること。

6　その他参考となるべき事項

(1) 例えば，当該行為の対象となった商品又は役務の原材料，製法，流通経路，価格交渉の方法・当事者，公的規格，法的規制，業界の概要，関係する事業者団体の概要，連名での報告の場合は各報告者間の役割分担等，参考となるべき事項を記載すること。

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成１４年法律第１０１号）第２条第５項第１号から第４号までに定める入札談合等関与行為に関係すると考えられる事実がある場合は，その内容についても記載すること。

7　提出資料

(1) ①当該行為に関する会合のメモ，当該行為に関する事項の記載された営業日報，当該行為を共同して行った他の事業者との連絡文書等及び②報告しようとする行為に関与した役職員が署名押印した当該行為に関する報告書等，前記１から６までに記載した事項の裏付けとなる資料を，表に記載し，提出すること。

なお，日本語以外の言語で記載されている資料については，日本語の翻訳文又は当該行為の関係部分の抄訳を添付すること。

(2) 前記１から６までに記載した事項のうちどの事項の裏付けとなる資料であるかが分かるように，例えば，前記２に記載した事項の裏付けとなる資料の７番目のものには「２－(7)」という番号を備考欄に付す等，適宜整理すること。

備考

１　本則第７条第３項において準用する本則第６条第２項（以下「本則第６条第２項」という。）に定める「「備考」に掲げる事項」（口頭による報告をもって様式の記載に代えることができる事項）は，前記１(1)イ，２，３，５及び６の事項とする。

２　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第７条の４第４項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第１１条第３項の規定により共同して，違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行おうとする場合は

(1) 各報告者の連名で本報告書を作成すること。また，本則第１０条又は第２０条第２項に規定する連絡先となる一の事業者又は子会社等については，記名押印に当たってその旨も付記すること。

(2) 連絡先部署名は，本則第１０条又は第２０条第２項に規定する連絡先となる一の事業者又は子会社等のものを記載すること。

(3) 共同して報告及び資料の提出を行う理由となる各報告者間の具体的関係（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第７条の４第４項、又は同法第７条の８第４項及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第１１条第３項の規定に該当する具体的事実）を記載した書面及びその内容を裏付ける資料を提出すること。

３(1) 本則第６条第２項の口頭による報告又は陳述をする場合には，本則第８条に定める当該違反行為に係る事件についての調査開始日から起算して２０日を経過した日までに課徴金減免管理官に出頭して行うこと。

(2) 前記７(1)②の報告書については，原則として，本則第６条第２項に定める「口頭による陳述をもって代えることができるもの」に当たる。この場合においては，当該報告書を作成すべき者が口頭により陳述すること。

４　代理人により報告書を作成する場合は，報告者の氏名又は名称，住所又は所在地，法人番号及び代表者の役職名及び氏名並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載した上，代表者の押印に代えて代理人が押印すること。この場合においては，併せて委任状を添付すること。また，本則第６条第２項の口頭による報告を行う場合においても，報告の際に委任状を提出すること。

５　記載事項について書ききれない場合は，適宜別紙に記載すること。

６　本報告書を電子メールで送信する際は，誤送信することのないようにすること。